

令和3年1月9日

宿毛市における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う移動制限区域の解除について

宿毛市における高病原性鳥インフルエンザの発生について、本日、発生農場の防疫措置が完了した令和2年12月19日(土)から21日が経過することから、農林水産省と協議の上、下記のとおり、移動制限区域を解除することとするほか、消毒ポイントの廃止を行いますので、お知らせします。

これにより宿毛市における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う全ての防疫対応を終了します。

記

1 移動制限区域（半径3km以内）の解除

- (1) 区域内農場：なし
- (2) 解除時期：令和3年1月10日(日) 午前0時

2 消毒ポイントの終了

移動制限区域の解除に伴い、全ての消毒ポイントを廃止します。

3 防疫措置の経過

- (1) 鶏の殺処分の完了：令和2年12月17日(木) 午前5時終了
- (2) 防疫措置完了（汚染物品の処理、鶏舎等の消毒）：令和2年12月19日(土) 午後7時終了
- (3) 搬出制限区域の解除：令和2年12月30日(水) 午前0時（発生農場の防疫措置完了後10日）

【問い合わせ先】

高知県農業振興部 畜産振興課

担当 萩原、利岡 TEL 088-821-4553